

鳴財第195号

平成26年10月24日

各 部 課 長 殿

企 画 総 務 部 長

平成27年度予算編成について（依命通達）

平成27年度の予算については、次により編成することと定めたので、鳴門市予算の編成及び執行に関する規則第5条の規定に基づき、命により通知する。

平成27年度予算編成方針

国と地方財政の現状

内閣府による今年9月の「月例経済報告」によると、現在の国の景気は、「このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされ、また、先行きについても、「駆け込み需要の反動の長期化などの景気を下押しするリスクに留意が必要であるが、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」ことから、緩やかではあるが、全体として景気回復が続くことが想定されています。

そうした中で、国においては、「中期財政計画」に沿って、平成26年度予算に続き、メリハリの付いた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することにより、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すこととしています。

一方、地方財政については、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくなどとしており、地方の安定的な行財政運営に必要な地方交付税総額の確保については、平成27年度地方財政対策の決着に向け、予断を許さない状況にあります。

本市の財政見通し

本市の財政状況は、歳入においては、人口の減少や地価評価額の下落等により、歳入の根幹をなす市税については減少傾向が見込まれているうえ、厳しい財政状況にある県からの補助金等の削減動向についても予断を許さないなど、今後も抑制された状況が続くものと考えられます。

一方で、歳出においては、生活保護費をはじめとする扶助費の増大や公債費の高止まりなどにより、義務的経費が財政を圧迫しています。また、義務教育施設や主要防災拠点などの公共施設の耐震化や防災対策の推進など緊急性の高い施策に対しては、可能な限り早急な対応に迫られているほか、「第六次鳴門市総合計画」に掲げる「3つの成長戦略」の推進に係る財源も確保していく必要があります。

こうしたことから、平成22年度に「鳴門市スーパー改革プラン」を策定し、様々な行財

政改革に取り組み、平成25年度実績時点で累計効果額が17.3億円となり、5カ年計画目標効果額15.3億円を1年前倒しで達成するなど、成果をあげているところですが、事業の実施を先送りしたものや計画策定時には想定していなかった新たな財政需要も発生しており、平成27年度当初予算編成においては、約22億円に上る財源不足が見込まれているところであり、今後も改革を継続し、これまで以上の成果をあげなければ、財政状況の悪化は避けられません。

そこで、歳入確保・歳出削減に向けた取り組みを着実に進めることはもちろん、それ以外のあらゆる事務事業についても、不断に見直し・効率化を進めていくことが必要です。

平成27年度予算編成の基本方針

まず、国の予算編成への対応としては、地方財政計画等の動向を見極めるとともに、地方財政への影響を伴う施策については、その影響額を的確に判断して予算に反映させることとします。特に、新たに実施する施策や大幅な制度変更が見込まれる施策の場合は、遅い時期まで内容の詳細が示されない場合も考えられることから、国・県からの情報提供に常に注意を払い、内容が判明次第、遅滞なく対応することとします。

また、総合計画に関連する事業などの重点事業については、実施するために必要な経費を適切に見積もり、予算計上することとします。このうち、実施年度が定められている施策については、十分に作業スケジュールを見定めた上で経費を計上する必要があります。

以上の点を踏まえ、なお依然として厳しい行財政環境の下で様々な財政需要に対応するため、「第六次鳴門市総合計画」、「行政評価」、「鳴門市スーパー改革プラン」及び「鳴門市地震津波対策推進計画」との整合性に留意しつつ、効率的かつ効果的な行財政運営に取り組むこととし、将来にわたり持続可能な健全財政の構築を目指すため、以下の方針により予算を編成することとします。

1 基本的事項

① 年間予算の編成

年間を通ずる総合予算を編成する。

したがって、年度途中における予算の補正は、災害その他当初予算編成時に予測されなかった特別の事情変更のあったもののみにとどめるので、各担当課においては、厳に

留意すること。

② 予算見積りの基本姿勢

将来にわたり持続可能な健全財政を構築するという基本方針を踏まえ、全職員一人一人が現在の厳しい財政状況を十分認識のうえ、鳴門市スーパー改革プランに掲げる項目に積極的に取り組むとともに、各事業の一層の創意工夫を凝らすこと。

③ 行政としての守備範囲の再検討

新規事業・継続事業に関わらず、行政として本市がしなければならない事務事業であるかを再検討し、民間等に同様の事業がある場合についてはこれを廃止し、また、要望があっても、本来、本市が行わなければならないもの以外は事業化しないこと。

また、市が主体となって実施しているイベント事業については、その意義と目的を再確認するとともに、既存の事業について必ず見直し・廃止・整理統合・縮小を検討すること。

④ 事務事業の見直しと簡素・効率化

事務事業を処理するにあたっては、最少の経費で最大の効果をあげることが必要であり、現下の財政環境のもとでは、既存の事務事業の徹底した見直しが要請されている。

このため、既成の概念を捨てた新たな発想（ゼロベース）のもとに一層の見直しを行うこととし、事業目的の達成度合、事業効果、経費節約方法等について徹底した検討を加えるとともに、他部局との連携を一層進めることにより、事務事業の抜本的な再構築を図るものとする。

⑤ 新規事業の選択

新規事業については、既存事業との関連・後年度負担・緊急性・必要性・有効性・時限方式の導入等について十分精査のうえ、スクラップ・アンド・ビルドの原則により、既存事業の見直しによる財源の組み替え等を必ず検討するものとし、課等において困難な場合は、部内において調整し、調整結果を明らかにしておくこと。

なお、「第六次鳴門市総合計画」に掲げる「3つの成長戦略」に係る事業、スーパー

改革プランに位置づけられている事業、「鳴門市地震津波対策推進計画」に定める緊急性の高い重点事業などのうち、新規事業として取り組む必要があるものについて十分に検討を行い、予算措置が必要なものについては予算要求を行うこと。

⑥ 現行制度による見積り

地方財政計画が明らかでない段階であり、原則的に現行制度により要求することとする。一方で、国・県においても厳しい財政状況であることは同様であり、補助金等の整理合理化が引き続き想定される状況であるため、国及び県の動向を的確に把握するとともに、事業の目的・効果・緊急性・超過負担の有無等を慎重に見極めるものとする。特に、県単独の補助金等について廃止・縮減の動きがある場合は、県に対して強く申し入れ、その確保を図ること。

なお、国・県の制度の廃止、縮減等による市単独制度への肩代わりは、認めないものとする。また、国・県の補助制度による市費の継ぎ足しは、根本的に見直し・廃止または縮減を図ること。

⑦ 受益者負担の原則

事業の実施にあたっては、その事業の行政区分、財政負担区分を明確にして実施するものとし、あわせて行政の関与のあり方にも留意し、財政秩序の確立を図るものとする。事業主体の如何にかかわらず、市負担の増加を招くような制度改正は行わないこと。

⑧ 企業会計の独立採算

企業会計においては、独立採算性の原則に立ち、事務事業の効率化、料金の適正化を図り、常に収支の均衡を保持するとともに、厳しい財政状況を踏まえ安易に一般会計等からの繰入れなどに依存することなく、経費の節減合理化を図り、実効ある予算編成を行うこと。

2 財政健全化に向けての取り組み

① 市税収入の確保と徴収率向上

徴収率の向上を図るとともに、課税の公平性、徴税コスト等に留意しつつ超過課税の

適用及び法定外税等の導入についても検討すること。

② 受益者負担の適正化

社会経済情勢の変化を考慮し、使用料・手数料等の徹底した見直しを図るとともに、受益者負担の原則・実費負担等の観点から新たな使用料・手数料等の導入に積極的に取り組むこと。また、滞納額が生じている使用料等については、徴収率の向上に努めること。

③ 未利用財産等の処分等

未利用財産については、貸し付けを実施する等の有効活用を推進するとともに、臨時的な財源確保策のひとつとして、遊休状態にあり、かつ処分可能な土地の売却を推進すること。

④ 多様な財源確保の推進

広告料収入の確保、ネーミングライツの導入やサポーター企業の募集など多様な財源の確保について十分検討すること。

⑤ 人件費の抑制

「鳴門市スーパー改革プラン」に基づき、組織・機構の簡素・効率化を推進し、職員数の減少を図るとともに、臨時・嘱託職員等の削減に努めることにより、人件費の削減を図ること。

⑥ 公債費の抑制

既に発行されている市債について、後年度の公債費負担の軽減を図るための借り換え等を積極的に行うこと。

⑦ 投資的経費の選択と縮減

厳しい財政状況を踏まえ、事業の目的・効果・緊急性を十分検証し、着手時期や事業規模の精査を行うとともに、事業費の縮減を図ること。

⑧ 他会計繰出金の圧縮

特別会計についても健全化措置を実施し、経費の抑制に努めること。

⑨ その他の経費の縮減

あらゆる事務事業について、意義・必要性・効率性や効果などの視点から徹底的な見直しを図るとともに、他の部課と関連する事業（担当課が2以上にわたる事業）については、関係部課と十分事前調整を行い、事務事業の重複を避け整理統合化を図ること。

3 予算編成要領

(1) 予算要求基準の設定

歳入増加および歳出削減への取り組みを実効性のあるものとし、限られた財源の効率的な配分を実現するため、以下の予算要求基準を設定する。

「要求限度額（シーリング）」の設定

歳出の「要求限度額」は、原則として前年度当初予算額と比べ、一般財源ベースで、以下に掲げる基準により要求すること。

- ア 人件費・扶助費・公債費の義務的経費及び出資金・貸付金・積立金及び繰出金については、現時点における必要額を精査し、できる限り補正での過不足のない積み上げによる所要額とする。
- イ 補助金・交付金は、対前年当初予算一般財源ベース同額以内での要求を目標とする。
- ウ 普通建設事業は、対前年当初予算一般財源ベース同額以内（税抜額ベース）での要求を目標とする。
- エ 一般行政費・事務管理経費は、対前年当初予算一般財源ベース3%マイナス（税抜額ベース）での要求を目標とする。なお、光熱水費は、節減を前提とする積み上げによる所要額とする。
- オ 維持補修費は、対前年当初予算一般財源ベース同額以内（税抜額ベース）での要求を目標とする。
- カ オータムレビューであらかじめ報告している新規事業や国・県の政策実施に伴

う市費の協調負担などの義務的な経費のほか、「第六次鳴門市総合計画」に掲げる「3つの成長戦略」に係る事業や「鳴門市地震津波対策推進計画」に定める重点事業については、精査の上、必要となる最小の額とする。

「要求限度額」の対象となる前年度当初一般財源について、財政課より資料等を提供する予定はないが、事業の見直しを行ったうえ、部内で調整し、「要求限度額」の範囲内での要求を目標とすること。

消費税及び地方消費税の計算にあたっては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づき、平成27年10月から税率の引き上げ（8%→10%）がなされることを反映して要求すること。なお、今後、現行法の内容と異なる判断が行われた場合には、予算査定作業において、対応するものとする。

なお、これらの予算要求基準を満たした要求であっても、依然として大幅な財源不足が生じる見込みであるため、さらに一件査定を行うものとする。

(2) 歳入に関する事項

歳入については、事業の実施に必要な財源の確保を図るため、制度改正や今後の経済動向等に十分留意し、過去の収入実績にこだわることなく積極的に収入の増加に努めるとともに正確な見積りを行うこと。

特に、消費税及び地方消費税の引き上げに伴う見直しが必要な項目（使用料及び手数料など）については、他都市の状況を必ず確認のうえ、必要な見直しを行うこと。

① 市 税

市税は、自主財源の根幹をなすものであり、経済動向・税制改正等を踏まえ、課税客体の適正な捕捉と徴収率の向上に努め、的確な収入見込額を計上すること。

② 地方譲与税・地方交付税

国の予算編成、地方財政計画策定の方針及び過去の実績等を勘案のうえ、的確な見

積りにより算定するものとする。

③ 分担金及び負担金

事業の内容及び受益の範囲、限度等を十分検討し、負担の適正化を図ること。

④ 使用料及び手数料

住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、法令等の定める額・行政コストとのバランス・改定年度・他都市の状況等を勘案し、見直しを図ること。

なお、「鳴門市スーパー改革プラン」に基づき、現行単価設定年度から3年以上据え置いているものについては、コスト計算や他都市との比較をすることにより、見直しの検討を行うこと。

特に、現在受益者負担を徴収していないものであっても、サービスの内容等を再検討し、受益者負担を求めることが望ましいものについては、新規に設定すること。

⑤ 国・県支出金

国・県の施策の動向、情勢等を関係機関との連絡を密にして的確に把握するとともに補助制度を最大限に活用して、財源確保を図り、根拠法令、補助対象額、補助負担率、補助単価等を確認し、的確に見積ること。

特に、県の補助制度については、見直しの可能性があるので、留意すること。

⑥ 財産収入

基金等にかかる利子及び配当金収入については、年間を通じた資金量及び金利情勢の的確な見通しにより、できる限り正確な見積りを行うこと。また、市有財産の現況を的確に把握し、処分可能な遊休財産については、積極的に処分する方針で進めるととし、財産貸付料については、不動産貸付料等算定要領に基づき見直しを図ること。

⑦ 市債

市債については、適債性を十分検討し見積り、将来の公債費の償還による財政負担を考慮しつつ地方債計画、地方財政対策等を勘案し算定すること。

⑧ その他の収入

過去の実績にとらわれることなく全面的に検討し、財源の捕捉と収入の向上に努めること。

(3) 歳出に関する事項

歳出については、財政構造の改善を早期に実現するために、各部内において事務事業の見直しを行うとともに、簡素・効率化を行い、経費削減に努めること。

また、経常経費に係る流用が生じないよう、予算費目に充分配慮し編成すること。

消費税及び地方消費税の計算にあたっては、平成27年10月から税率の引き上げ(8%→10%)がなされることを反映して要求すること。

① 経常的経費（政策的経費及び補助金・交付金を除くすべての経費）

すべての経費について、制度・施策の根本にさかのぼって、厳しく洗い直し、積算したもので要求すること。

ア 人件費

現員を基礎としながら、来年度人員を想定して年間所要額を算定するものとし、退職手当についても適正な額を見込むこと。縮減が可能な手当・報酬等については、見直しを行ったうえで要求すること。

イ 扶助費

措置対象の実態及び今後のすう勢等を慎重に見極め、年間所要額を的確に算定すること。また、安易な見積りにより年度途中において多額の過不足が生じないよう国の基準改定の動向等を的確に把握するよう努めるものとする。なお、国における応能負担の強化、制度の見直しの動向も把握し、的確に対処するとともに適正な積算を行うものとする。

ウ 公債費

市債の償還額及び一時借入金利子を的確に算定するものとする。

エ 物件費

一層の節減に努め、財政需要増については、事務の整理、簡素化、効率化により

一般財源を増額することなく対処すること。また、光熱水費等の内部管理的経費で直接対外的サービスとならないものについても、節約を図ることを前提に見積ること。なお、次の物件費については、漫然と過去の実績によることなく、事務事業のあり方を見直すための基本的事項を念頭において要求するものとする。

(物件費の節別基本姿勢)

1 賃金

要求にあたっては、現行単価により見積もることとするが、計画的な事業の執行と、課内や部内の応援体制等により、効率的な雇用計画を立て、最小限の計上にとどめ、臨時の業務等であっても、真にやむを得ないものに限定した要求とすること。

2 旅費

真に必要なもののみ限定した要求とすること。

3 需用費・備品購入費

創意工夫により、できる限り節減に努めること。

※ 消耗品費は、在庫管理を徹底し、再利用を活用するなど、極力節減を図る前提により計上すること。資料等の工夫を行い、重複配布を取り止め、パソコンの活用によりコピー量を減らし、一層の経費節減に努めること。

※ 燃料費は、使用量を的確に把握し、徹底した節減を図ること。

※ 食糧費は、原則的に計上しないこととしている。会議等の時間帯を考慮する等に対応すること。やむを得ず計上する場合は、行政執行上必要最小限にとどめること。

※ 印刷製本費は、原則的に庁内印刷での対応とする。また庁内LAN等を活用することとし、印刷部数の見直し、印刷の内容の見直しを行うとともに、広報誌や市公式ウェブサイトを活用するなど、経費節減に努めること。

※ 光熱水費については、使用量の再点検を行い、なお一層の省エネルギーに努め、経費節減を図ること。

※ 備品購入費は、事務用備品及び自動車の新規購入については、原則的に認めないものとする。

4 使用料及び賃借料

有償で土地等借り上げているものについては、借り上げ目的を再検討し、意義、目的、効果の薄いものについては、廃止を含め検討すること。また、借り上げ料については、不動産貸付料等算定要領に基づき見直しを図ること。

機器のリース等、終了期限があるものは、要求時に()書きで必ずその期間を必ず記載すること。また、リース期間を終了しても機器が使用可能である場合は、再リースを利用すること。

会議室等については、日程調整を行うなどし、庁内で対応することとし、庁外の借り上げは、原則的に見直しをすること。

高速道路の使用料については、今年度同様、E T Cカード使用料として総務課(管財担当)にて一括要求とする。

5 委託料

漫然と前年同額とするのではなく、再度、改めて委託業務内容を見直し、業務に支障をきたさない範囲で必要最小限の委託とするほか、従来とは異なる業者からの見積もりなどによる競争原理の強化や他課との共同発注を検討するなど、経費の節減をより一層努めた要求とすること。なお、長期継続契約に係るものは()書きで必ずその期間を記載すること。

また、設計等の委託については、極力内部対応とすること。さらに外郭団体への事業や業務委託についても内容の一層の効率化を図ることを十分担当課において精査のうえ見積もること。

オ 維持補修費

施設の耐用年数、経過年数、老朽度合及び管理状況等を十分考慮し、施設の効用を發揮するための必要最小限の額を見積ること。

カ 補助費等

※ 負担金については、慣例にとらわれることなく、加入目的や活動効果、行政の責任分野、経費負担のあり方、特に繰越金の状況を適正に把握し、財務状況を把握し、形式的なものについては、脱会を含め検討すること。

また、各種会議等の用務における懇親会経費の負担金は、原則として認めないものとする。

※ 報償費において、各種事業の参加記念品は、原則廃止すること。

また、講師等の依頼をするにあたっては、適正な謝礼単価であるかを再検討のうえ、最低限の単価で見積もること。

キ 繰出金

特別会計の経費を本要求基準に準じ見積もりを行い、経費節減の創意工夫を図った上での算定とすること。

② 政策的経費

以下に掲げる経費については政策的経費とする。

- ・普通建設事業
- ・災害復旧事業
- ・補助金及び交付金（その最終用途が資産形成のためのもの）
- ・「第六次鳴門市総合計画」に掲げる「3つの成長戦略」に係る事業
- ・「鳴門市地震津波対策推進計画」に定める緊急性の高い重点事業
- ・その他新規重要事業など政策的判断を必要とする事業

ア 国・県補助事業については、効果、緊急性、消化能力及び財政負担等を勘案のうえ事業の選択を行い、実効のあるものについて計上するものとする。

特に公共事業については、国の予算の動向、過去の認証実績、本市の特殊事情等を勘案して算定するものとし、年度途中において補正を行うことのないよう留意すること。また、国・県から意見を求められ、その回答をする場合は必ず財政課に合議するものとする。

イ 単独事業については、緊急性、必要性、効果、施設基準を検討し、厳しく事業の選択を行うものとする。

ウ 県営事業負担金については、原則的に縮小の方針で県と協議し、その事業内容等について精査するとともに、負担率の引下げに格段の努力を払い、年間所要額を算定するものとする。

エ 上記以外の一般行政経費の中で、特に政策判断を必要とするものは、政策的経費として扱うが、必ず既存経費の見直しを検討したうえでの要求とすること。

(自助努力により歳入の増加あるいは歳出削減等の見直しに取り組んだ際には、査定上一定の配慮を行うこととするので、見直し内容や効果額等を申し出ること(インセンティブ予算要求枠の活用)。ただし、予算計上を確約するものではない。)

③ 補助金及び交付金

ア 事業補助金については、補助対象事業の内容を調査し、補助の効果、実績等を勘案のうえ事業の整理統合等を行い、既に事業目的を達したと思われるものはこれを廃止し、それ以外のもは終期設定方式の採用、補助率・補助額の引き下げ等を積極的に行うものとする。

イ 運営補助金については、その団体の設置目的・事業内容・過去の実績・効果・経営状況・財政援助の必要性を精査するとともに、市行政との関連性にも検討を加え、過去の経緯にとらわれず実効の少ないものは整理・縮小させるものとする。

なお、新規及び増額については、既存の補助金と振り替えない限り原則としてこれを認めないものとする。

ウ 「鳴門市補助金等見直しの手引き」を参照し、各所属で十分に見直しの検討を行うこと。

④ 債務負担行為

債務負担行為については、地方債と同様、後年度の負担を伴うものであり、この増加は財政の硬直化につながる事となるため、必要なものに限り措置する方針である。

なお、要求に際しては、その対象事業、期間及び限度額等について特に慎重な検討を行うこと。

⑤ 長期継続契約について

リース契約など、その契約期間が長期に渡るもの、または年度を超える契約に係る予算の要求に際しては、新規・継続に関わらず、必ずその期限を明示すること。

⑥ 特別会計・企業会計

一般会計の予算編成に準じて行うものとし、当該会計の設置の趣旨に則り、安易に一

般会計からの援助に期待することのないよう健全経営の確立に努めるものとする。

特に、企業会計については、独立採算性の基本原則に照らし、事業運営の合理化及び能率化に徹し、健全経営の確立に格段の努力を払うものとする。

起債を財源とする事業については、一般会計からの財政援助を得ずに起債償還の見通しの得られるものについてのみ実施するものとする。

⑦ 関係課との協議事項

予算の統一性、整合性の確保と計画的な予算の編成を行うため、次の事業については、下記の課に対し各担当課から協議の上、要求すること。

ア 情報化・OA化にかかる新規導入及び更新経費……………情報化推進室

イ 臨時職員及び嘱託職員の雇用……………人事課

ウ 地震津波対策に関する経費……………危機管理課

エ ふるさと納税寄附金等活用事業……………企画課

オ 建設工事などでまちづくり課に委託を行うもの……………まちづくり課

なお、協議がない要求については、これを認めないものとする。

⑧ その他に関すること

ア 予算に関連する条例・規則等の制度改廃の諸準備については、予算編成と並行して関係部課と協議を完結するよう早期に立案検討するものとする。

イ 平成27年度国・県の予算編成の動向及びこれに関連する制度改正等を逐次把握するとともに、今後の国における平成26年度補正予算の動向を注視し、その都度、財政課に連絡し、事務処理の円滑化を期するものとする。

ウ 監査委員等から指摘を受けた事項については、十分検討し所要の改善を行うこと。

エ 国・県等に対する予算要望など、将来財政負担が伴う回答をする場合は、必ず財政課に協議すること。

オ 審議会や審査会などの附属機関及び検討委員会や懇談会などの附属機関に準ずる機関の開催を計画する場合は、条例・規則等の制定又は改正の必要がないか、必ず総務課に確認を行うこと。